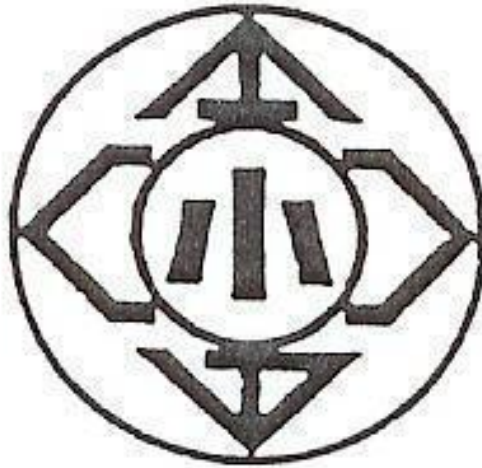


要保存

# PTA会員のためのしおり



横浜市立荏子田小学校PTA

## 目次

はじめに	1
PTAとは	1
荏子田小学校のPTA	1
PTA組織図	2
総会とは	2
各委員会について	3
わたしたちPTAの関係する団体	5
その他の関係団体	5
PTAの主な対外活動	6
役員、委員の選出方法と委員ポイント制について	7
児童のための活動に対して	9
PTAで加入している保険について	11
ベルマーク運動について	12

## ◇◆◇はじめに◇◆◇

私たちのPTAは昭和61年4月1日より発足いたしました。

規約の原案の作成に当たっては、PTAを考える会およびPTA設立準備委員会が「簡素化されたPTA、みんなが参加するPTA」の設立を基本において審議してきました。

従って、その運用に当たっては、その趣旨に沿って**柔軟な態度**で当たることが望まれます。

(「規約」初版の原文より)

規約の中では言い足りないこと、詳しい意味など、私たちのPTAを知るために、また規約を読む上での手助けとなるように、この「しおり」をつくりました。この「しおり」を大切にしまっておくのではなく大いに活用してください。みんなで考え、みんなで参加する、みんなのPTAをめざして楽しく努力していきましょう。

## ◇◆◇PTAとは◇◆◇

PTAは「PARENTS-親」と、「TEACHER-先生」と、「ASSOCIATION-会」の頭文字を取ったもので、一女性の呼びかけによりアメリカで起きたものです。

児童生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興につとめ、さらに児童生徒への校外における指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため、会員相互の学習、その他必要な活動を行う、任意の団体です。

また、子どもたちの教育や福祉のために働く他の団体や機関と連絡をとり合い、協力していきます。

## 荏子田小学校のPTA

子どもたちの幸せを願って、保護者、教職員が互いに学びあい、信頼し合い、活動していきたいと思えます。

### ☆☆会員は☆☆

児童の保護者と教職員によって組織されます。

会員は規約によって定められた会費を納め、権利も義務も共有します。

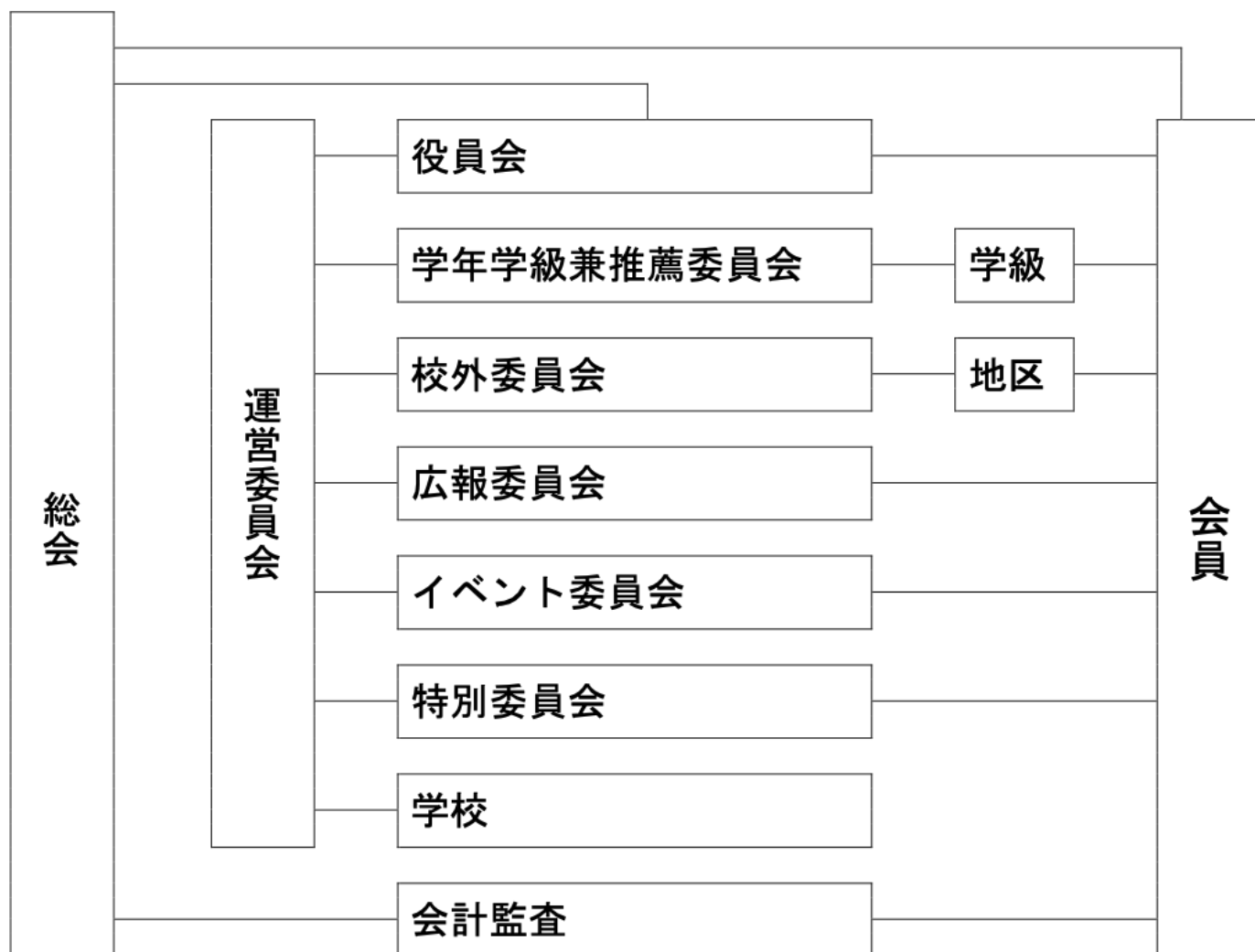
疑問に思うこと、わからないことは学級懇談会などで話し合ってみましょう。身近な意見や要望がPTA活動につながっていくのです。私たちの生の声を吸い上げるパイプ役として委員がいます。

一人の児童に対して、在籍中に少なくとも1回は委員会活動に参加しましょう。会員一人ひとりが協力し合い、子どもたちのために努力していこうという気持ちがPTAを支える大きな力となるのです。

### ☆☆会費は☆☆

一世帯あたり月額300円としてPTAの目的に沿った活動のために使われ、その使いみちは、総会において審議、決定されます。

## PTA 組織図



### 総会とは

会員一人ひとりが意見を出し合える最高の議決機関です。

総会は年一回、年度始めに開かれ、会員の2分の1以上の議決権行使または委任状の提出をもって成立し、議決はその過半数の同意を必要とします。

PTAの基本的な事柄は全て総会で決められます。また必要に応じて臨時総会を開くことができます。

主に次の事柄について話し合い決定します。

- 前年度のPTA活動報告
- 前年度のPTA会計決算報告、会計監査報告
- 役員・会計監査の承認
- 本年度PTA活動計画案・予算案の承認
- 規約・細則の制定、改廃、及び承認

委任状を提出した方は、総会の全ての決議に同意したことになります。

## 各委員会について

各学年より  
選出された委員

### 学年学級兼推薦委員会とは

各学年から選ばれた学年学級兼推薦委員と担当の先生による委員会です。学年、学級の親睦を深めるための行事を企画するなどより良いクラス作りに協力し、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応し、心身の健康の向上に努めます。

また、次年度の役員及び会計監査を選出します。

役員・会計監査推薦カードなどによって自薦他薦を問わず候補者を選出します。本人の同意を得て候補者を決定し、総会で承認を得ます。

保護者会員  
全体より選出  
された委員

### 広報委員会とは

保護者会員全体から選ばれた広報委員と担当の先生による委員会です。

広報委員は学校での子どもたちの様子やPTAの活動を保護者の視点で取材し、広報誌などでお知らせします。

保護者会員  
全体より選出  
された委員

### 校外委員会とは

保護者会員全体から選ばれた校外委員と担当の先生による委員会です。

校外での児童の生活環境の改善と安全確保を目的に活動しています。子どもたちの生活環境を安全で豊かなものにするためには、校外委員会の活動に対し、会員の皆様をはじめ、「学校・家庭・地域」の共通理解と協力が何よりも大切です。学校家庭地域連携事業実行委員会（学家地連）や、スクールゾーン協議会に参加し、交通安全指導、スクールゾーン内の安全点検協力などの活動をします。

対外的活動もあります。

保護者会員  
全体より選出  
された委員

### イベント委員会とは

保護者会員全体から選ばれたイベント委員と担当の先生による委員会です。イベント委員は子どもたちに文化的な活動を企画、提供するとともに、会員間の交流を深めることに努めます。

また、活動時間についてはフレキシブルに対応できることとし、有職者に限られた委員会ではありません。

### 特別委員会とは

総会または運営委員会が必要と認められた場合、設置することができます。特定の目的について検討・企画・運営を行います。

周年記念委員会など。

### 役員会とは

代表（保護者会員 3～5名）

書記（保護者会員 2名、教職員 1名）

会計（保護者会員 2名、教職員 1名）で構成されます。

規約に定めるそれぞれの実務を行うとともに、PTAの運営や活動が円滑に進められるように気を配らなければなりません。

#### 《主な活動内容》

★運営委員会の、日時、議題を決め、招集する。

★年間活動計画案に基づき、予算原案をたてる。

★PTA全体の活動状況を、把握し、調整する。

★必要に応じてPTAを代表し、対外的活動を行う。

### 運営委員会とは

学校長と役員、および学年学級兼推薦委員会、広報委員会、校外委員会、イベント委員会、特別委員会の、各正副委員長で構成されています。総会で承認されたいろいろな活動を具体的に実践していくための大切な委員会です。

#### 《主な活動内容》

★PTA全体の活動の企画、運営にあたる。

★各委員会、役員会が活動の報告をする。

★総会に提出する議案を検討し作成する。

★各委員会から出された問題について話し合う。

運営委員会で話し合われたことは「運営委員会便り」で全会員にお知らせします。

### ※注

「役員」とは、役員会（上記参照）の構成員を指し、「委員」とは、学年学級兼推薦委員会・広報委員会・校外委員会・イベント委員会、および特別委員会(P.3 参照)の構成員を指します。

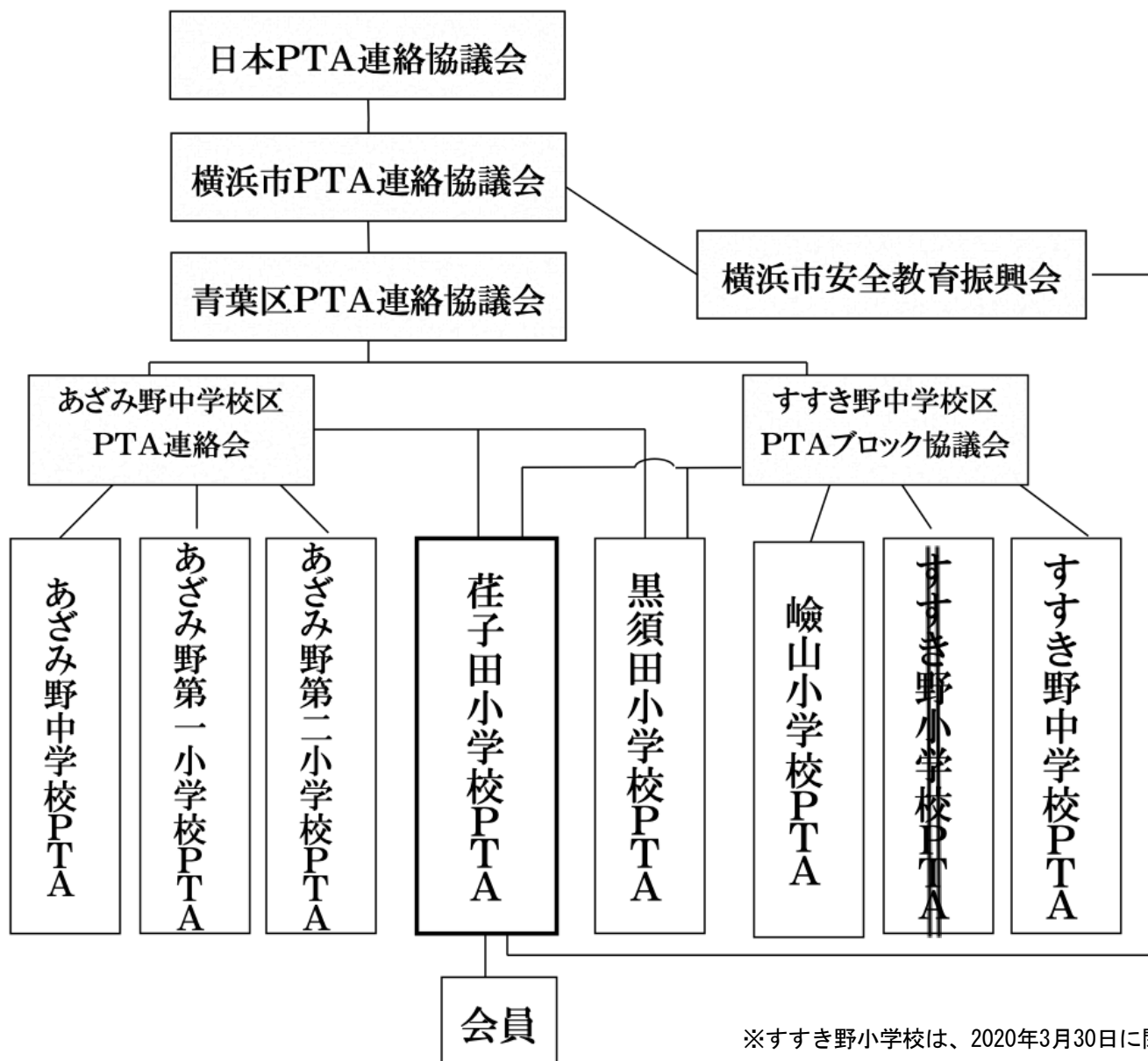
### 会計監査とは

会員 2名で構成され、その年度の会計を監査し、その結果を総会で報告します。

PTAの会費が正しく使われているかを監査するためにPTA活動全体を把握し客観的に評価できるように努めます。年 2回、帳簿、通帳、領収書などを監査します。

## わたしたちPTAの関係する団体

学校単位のPTAから区、市、国の段階へと、その活動の輪は大きく広がっていきます。荇子田小学校のPTAも、次の団体に所属し、よりよいPTA作りのために協力し合っています。



※すすき野小学校は、2020年3月30日に閉校。

## その他の関係団体

- 荇子田小学校スクールゾーン協議会
- 荇子田小学校地域防災拠点運営委員会
- 荇子田小学校放課後キッズクラブ運営委員会
- 「まち」とともに歩む学校づくり懇話会
- あざみ野中学校区・すすき野中学校区学校家庭地域連携事業実行委員会
- すすき野地区社会福祉協議会
- すすき野コミュニティハウス運営委員会
- 青葉区交通安全対策協議会総会
- 学校運営協議会
- 荇子田おやじの会

## PTAの主な対外活動

荇子田小学校のPTAは、校内の活動以外に、以下のような対外的な活動を行っています。主に役員会が中心となって参加します。

### ❖ 学校運営協議会

- R4年度から荇子田小学校校長・副校長・PTA代表・教育委員会・荇子田自治会長・近隣自治会・などの方々と学校と地域住民が力を合わせて、学校の運営に取り組む事を可能にする為の、『地域とともにある学校づくり』を進める為の意見交換を行う。委員報酬あり。

### ❖ あざみ野中学校区PTA連絡会

- 本会は、あざみ野中学校、あざみ野第一小学校、あざみ野第二小学校、黒須田小学校、荇子田小学校の5校間のPTA相互の連絡を密にし、情報や意見を交換すると共に、相互の親睦を図りPTA運営、活動について協議します。

### ❖ すずき野中学校区PTAブロック協議会

- すずき野中学校、嶮山小学校、黒須田小学校、荇子田小学校の4校で開かれ、内容は、あざみ野中学校区PTA連絡会と同じです。

### ❖ 青葉区PTA連絡協議会

- 通称、区P連と呼ばれ、青葉区内の公立各小中学校PTA相互の連絡を密にし、情報ならびに意見の交換をして、PTAの望ましい運営について研究します。また、市P連とよばれている横浜市PTA連絡協議会もあります。

### ❖ あざみ野中学校区学校家庭地域連携事業実行委員会

- 通称、**学家地連**と呼ばれ、地域の各代表、学校代表、PTA代表、(役員会、校外委員会)で、構成され、あざみ野中学校区に住む小中学生の、健全な育成を図ることを目標としています。
- 市よりの活動補助金で運営、活動を行います。

### ❖ すずき野中学校区学校家庭地域連携事業実行委員会

- あざみ野中学校区学家地連と同じです。

### ❖ 荇子田小学校スクールゾーン協議会

- 荇子田小学校に事務所を置き、学校、区役所、警察署、土木事務所、地域自治会、PTA(役員会、校外委員会)、その他関係諸団体と協力して児童の交通安全や環境保護などについて話し合い改善していきます。
- 補修や改善などを行政側に請願するために、危険箇所等の点検を行います。
- 市よりの活動補助金で運営、活動を行います。



# 役員、委員の選出方法と委員ポイント制について

## 1. 役員選出方法

- 役員の選出は、はじめに役職を問わず役員会7～9名の立候補者を募ります。
- 立候補者が7～9名に満たない場合は、推薦活動による選出が原則ですが、困難を極めた場合は委員カードを参考に抽選にて選出する場合があります。役員会7～9名の役職はその後の話し合いにて決定します。(代表3～5名、書記2名、会計2名)

## 2. 委員選出方法

- 立候補が原則です。立候補者が出ない場合は話し合いによる選出、話し合いでの選出が困難な場合は委員カードを参考に抽選にて選出する場合があります。

## 3. 委員ポイント制

- 荏子田小学校PTAでは、一人の児童に対して在学中に少なくとも一回は委員・役員を引き受け、PTA活動に協力していただくことを目的に、「委員ポイント制」を定めています。
- 委員ポイントは、委員・役員を引き受けた方が取得できるもので、その取得状況は「委員カード」で管理します。
- 委員カードは学年学級兼推薦委員会が管理・保管します。
- 在学する児童一人につき1ポイント以上は必ず取得するものとします。

① 委員	1ポイント取得
② 委員長・副委員長	1ポイント・☆スターポイント取得
③ 役員	永久不滅ポイント取得

① 委員を引き受けた方は、1ポイント取得します。

- 委員のポイントは、児童一人ごとにカウントします。
- 同一児童で2ポイント以上取得したものを、他学年に在学する兄弟姉妹、または入学予定の兄弟姉妹のポイントとしてカウントすることは出来ません。

※特例として学年学級兼推薦委員会は学年ごとに定員が決まっている為、委員決めの際になり手がいなかった場合同一児童で2度引き受けてくださった方には、在学中の兄弟姉妹のポイントとしてカウントすることができます。

### 具体例 . . .

上の子が3年生の時に広報委員を引き受けたのですが、6年生になった時に学年学級兼推薦委員を引き受ける方がいなかったため、2年生の下の子の分のポイントとして引き受けました。

②更に、各委員会で委員長、副委員長を引き受けた方は「☆スターポイント」を取得できます。

- スターポイントを保有する方は、次年度以降引き受けた委員会において委員長及び副委員長として活動することを免除していただくことができます。(免除は強制ではなく、立候補することは可能。) ※令和6年度より適用
- 保有するスターポイントは卒業児分を含み世帯内で有効です。

③役員(代表、書記、会計)を引き受けた方は、次年度以降、お子さんが何人在学しても役員及び委員の仕事が免除となる「永久不滅ポイント」を取得します。

## 「委員カード」

在学する児童一人につき一枚作成し、在学中保管します。

荏子田小学校PTA【委員カード】(各項目の記入・確認方法は裏面①～⑦説明参照)						
①	年度	入学・転入			② <small>ふりがな</small> 児童氏名	
					③ 会員氏名	
					④ メールアドレス	
					⑤ 電話番号	
⑥	1年	2年	3年	4年	5年	6年
学年学級兼推薦						
広報						
校外						
イベント						
その他・特例						
役員(役職名)						
⑦ その他、兄弟姉妹に関する事柄						
入学・卒業年度	児童氏名	年度	役員(役職名)・委員会名	☆	特例	
年度入・卒						
年度入・卒						
年度入・卒						

配布されたらカード裏面を参考に、記載内容に漏れや誤りがないか確認します。

委員カードで管理できる内容は次の通りです。

カード記載事項	管理できる内容
無印	ポイント未取得である
○	1ポイント取得済みである →委員の経験がある
○☆	1ポイント取得済みで☆保有(☆は卒業後も世帯内で有効) →各委員会で委員長・副委員長の経験がある
役員(役職名)	永久不滅ポイントを保有している
兄弟姉妹についての委員・役員の経験	・在学、卒業に関わらず、委員・役員の経験がある ・「特例」適用でポイントを取得済みである

※委員ポイント制、選出方法、その他わからないことがある場合は遠慮なく役員にご質問ください。

### 【質問方法】

質問事項を記入しPTAポストに入れてくださるかPTA役員メールアドレスにご連絡ください。

## 児童のための活動に対して

荇子田小学校の児童のために活動をしている団体に、一部、各委員会活動に準じた取り扱いが認められています。またその活動の補助として、PTA会議室の利用と会議室にあるコピー機の利用ができます。

### ❖ 会議室について

- ★ 学校の会議・行事、各委員会の定例会などの活動が優先となりますので、会議室の予約は申請書を提出したあとに、代表と連絡をとり行ってください。
- ★ 会議室の鍵は、職員室入り口を入ったすぐ右側の壁に掛けてあります。「鍵受け渡し簿」に記入の上、副校長先生、または校長先生にことわってから借りるようにしてください。
- ★ 職員室入り口を開けてすぐ正面にある保護者ボランティア用の記録用紙の書式に従い、記入してください。
- ★ 使用後は、片付け、戸締りをきちんとし、責任を持って鍵を返却してください。
- ★ 各自ゴミは持ち帰ってください。(ゴミ箱には入れないでください)
- ★ 会議室の、備品(文具など)は使用できません。活動に必要な文具等は、各団体でご用意下さい。

### ❖ 印刷物について

- ★ 児童のための活動に関する印刷物をPTA会議室のコピー機を使って印刷できます。
- ★ 会員に配る原稿を作成した場合は、学校(副校長先生又は校長先生)のチェックを受け、PTA代表の承認を得てから印刷、配布をしてください。
- ★ 原稿を印刷する用紙はご持参ください。
- ★ コピー機を使用する際の白黒印刷、またはカラー印刷のそれぞれの金額についてはコピー機に記載されているものをご確認ください。(書いてない場合は会計に相談してください。)

**※ 以下の場合には必ず印刷する前に会計に相談してください。**

- カラーコピーを使用したい場合
- 300枚以上印刷したい場合

※ また、PTA会員である団体が印刷をする場合に、PTA会費からその代金の支払いができるかどうかについても事前に会計と相談してください。

※ PTA会員以外の団体の場合は有料となります。

### 【申請の流れ】

1. この制度を使用したい団体は、副校長先生にコンタクトをとり『PTA活動参加申請書』に必要事項を記入し提出する。
2. 副校長先生(学校)からのPTA会議室利用許可が降りた申請書を役員会が受領する。
3. PTA代表が申請書記載の団体代表にコンタクトをとり、学校の予定を考慮しながら日程の調整をする。
4. 決定した日程をPTA代表が(LINE WORKSのカレンダー※1と)職員室前カレンダーに記入する。
5. 申請団体が配布物の印刷をしたい場合は、学校のチェックを受けPTA代表の承認を得る。
6. 必要に応じて印刷前にPTA代表経由で会計と連絡をとり、支払いについて相談・確認してから作業を実施する。


7. 申請団体は印刷完了後、実際の印刷枚数を確認しPTA代表または会計に申告する。※失敗した枚数も含む。
8. 申請団体がPTA代表または会計と連絡をとり支払いをする。（必要な場合）

※1 R5年度は、会議室の予約管理にLINEWORKSのカレンダーも活用していた。

【参加申請書（見本）】⇒

役員会行き

荏子田小学校 PTA活動参加申請書



申請日：令和 年 月 日

活動期間：単発・定期（ 回 / 週・月・年）該当するものに○をつけてください。

使用団体名：

代表者氏名 / 連絡先： /

活動内容：

コピー機を使用しますか？

（会員に配る原稿はPTA代表の承認と学校の確認が必要になります。）

どちらかに○をつけてください。

はい ・ いいえ

\*『はい』（使用する）の場合は以下もお答えください。

『PTA会員のためのしおり 規約・細則』の『児童のための活動に対して』をご確認・ご了承いただけましたか？ ご了承いただいた場合はチェックをつけてください。

印刷予定枚数 カラー（ 枚） ・ 白黒（ 枚）

\*カラーコピー1枚 8円 / 白黒コピー1枚 1.2円

\*300枚以上の印刷がある場合やカラーコピーを希望する場合は印刷前にご相談ください。

学校使用欄

---

会議室利用許可 月 日（許可者： ）

原稿確認日 月 日（確認者： ）

役員会使用欄

---

申請書受領日 月 日（代表受領者： ）

原稿承認日 月 日（代表承認者： ）

### 【注意事項】

運動場や体育館などの利用については、学校と相談の上、別途施設利用届が必要となります。『児童のための活動に対して』の手続きでは借りることができません。ご注意ください。

## PTAで加入している保険について

荇子田小学校の児童に対しては、学校の保険をはじめとし、いろいろな場面を想定した上で保障が図られています。ここでは私たちPTA会員がこういった場合に制度を活用できるのか説明します。

### 全会員がPTAを通して3種類の保険に加入しています。

(会費はPTA会費などから支払われています。)

### 児童がけがをしたときは

(PTA行事に参加の保護者に適応される保険もあります)

#### ☆学校管理下内の場合(登校から下校までにおこったケガ)「日本スポーツ振興センター」 養護教諭までお尋ね下さい。詳細はリーフレットをご覧ください。



- ◎登下校時のケガに関しては、決められた通学路を通った場合に限りです。
- ◎窓口の支払いが1500円を超えた場合に請求できます。

#### ☆学校管理下外の場合「横浜市安全教育振興会」

副校長までお尋ね下さい。詳細はリーフレットをご覧ください。



- ◎登校前、下校後、休日のケガで、3日(歯の事故は2日)以上通院した場合に請求できます。
- ◎交通事故には見舞金がでます。
- ◎PTA行事へ出席した保護者にも適用されます。

#### ☆PTA活動(行事参加)中の場合「PTA団体傷害保険」

役員会までお尋ねください。詳細はリーフレットをご覧ください。



- ◎通常のPTA活動中にケガをした場合に請求できます。
- ◎PTA活動の場所までの往復中のケガも補償されます
- ◎会員以外でPTA行事に参加される方(未就学児含む)のケガも補償します。
- ◎熱中症、細菌性食中毒も補償の対象となります。

### お子さんが対人、対物事故をおこしたときは

「横浜市安全教育振興会賠償責任補償制度」で補償します

✿本制度は、子どもたちの日常生活やPTA活動の遂行に起因する事故を補償する制度です。

副校長までお尋ねください。詳細につきましては、ご案内をご覧ください。

### 「放課後キッズクラブ」でけがをしたときは

「放課後キッズクラブ」は学校管理下外なので、横浜市安全教育振興会の対象となります。ただし、学校課業日に「放課後キッズクラブ」からの帰宅途中の日没前までの負傷は、日本スポーツ振興センターの対象になります。

※放課後キッズクラブの保険も存在しますので、状況によって適宜ご相談ください。

★ どの保険に関しても、給付されるか否かは審査決定によります。

## ベルマーク運動について

荏子田小学校PTAでは年間を通じてベルマーク収集活動を行っています。会員のみならず、地域の皆様にも収集にご協力いただいております。ベルマーク運動は、PTAと企業（協賛会社と協力会社）、そしてベルマーク財団がスクラムを組んで進めています。

- ❖ 回収されたベルマークは、各企業ごとに仕分け収集し、点数に応じてベルマーク教育助成財団を通じて現金に換算されベルマーク預金とされます。
- ❖ また、ベルマーク預金から、ベルマーク版オーサービジット（著名人の講演会）への申し込みや、預金高に応じた物品の購入ができます。
- ❖ 回収は学校の昇降口奥のPTA掲示板下に回収ボックスを配置しております。
- ❖ 合わせて、webベルマークにご登録いただくことでもベルマーク預金をすることができます。

詳細はホームページをご参照ください。

- 食品等のベルマークの他に、【Canon】、【EPSON】、【brother】の3社のイクカートリッジ・トナーカートリッジもベルマーク換算対象です（カートリッジ専用回収ボックスにお入れください）。

対象商品は多数あります。お子さんと一緒に確認してみてください。

見本

